



広報 さっぽろ家裁

今回のテーマ1:4月から変わりました!

成年年齢が20歳から18歳に

平成30年6月13日に、民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されました。民法が定める成年年齢は、「単独で契約などの法律行為をすることができる年齢」と「親権に服しなくなる年齢」を意味するのですが、この一部改正により、令和4年4月1日時点で18歳及び19歳である人は同年4月1日に、17歳以下の人は18歳に達した日に成人になります。また、婚姻開始年齢は、これまで男性が18歳、女性が16歳と定められていましたが、今回の一部改正により男女とも18歳に統一されました。

ただし、お酒やたばこに関する年齢制限は20歳が維持され、競馬、競輪等の公営競技についても同様です。

少年法の改正

令和3年5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されました。「少年」とは20歳に満たない者をいうとの定めを維持した上で、18・19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。

改正少年法の主なポイントは次のとおりです。

1 少年法の適用

18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。ただし、原則検察官送致対象事件の拡大や検察官送致決定後は20歳以上の者と原則として同様に扱われるなど、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。

2 原則検察官送致対象事件の拡大

原則検察官送致対象事件に、特定少年のとき犯した死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件（例えば、強盗罪や強制性交等罪）が追加されます。

3 犯した罪の責任を超えない範囲内での保護処分の選択

特定少年の保護処分は、家庭裁判所が、犯した罪の責任を超えない範囲内で決定します。

4 実名報道の解禁

少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、特定少年のとき犯した事件について起訴された場合には禁止が解除されます。

家庭裁判所
キャラクター
かーくん



次のページでは、発足から100周年を迎えた調停制度の歴史について紹介するよ。

100
調停制度発足100周年

今回のテーマ2:調停制度発足100周年

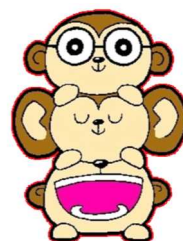
調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによって紛争の解決を図る裁判所の手続です。1922年（大正11年）10月1日に借地借家調停法の施行により発足した調停制度は、2022年（令和4年）10月に発足から100周年を迎えます。

家事調停は1939年（昭和14年）、人事調停法の施行により始まり、その後1949年（昭和24年）に設置された家庭裁判所で行われるようになりました。現在、家事調停では、離婚や相続など家庭の紛争等を扱っています。

調停制度は、これまでも社会の要請に応えながら進化してきており、2021年（令和3年）には、東京、大阪、名古屋及び福岡の4家裁において家事調停でのウェブ会議試行がスタートしました。

家事調停の歴史

1939年（昭和14年）人事調停法施行
女性からの申立てが多く、女性の権利の保護に大きく貢献しました。



調停制度発足
100周年広報用
キャラクター
「アイアイアイ」



メガネアイ

1948年（昭和23年）家事審判法施行
個人の尊厳と両性の平等という新しい基本理念が掲げられました。



オオミアイ

1949年（昭和24年）家庭裁判所設置
家庭に関する事件を総合的かつ専門的に扱う裁判所ができました。



ハナシアイ

2013年（平成25年）家事事件手続法施行
電話会議が導入されました。現在は一部の庁で家事調停でのウェブ会議試行が始まりました。

そもそも家事調停って？

家事調停の歴史はわかったけど、実際の家事調停はどのような手続で、どのように進められるのですか？

家事調停は、離婚や相続などの家庭の問題を話し合いで解決を図る手続だよ。

裁判官と調停委員が、当事者双方から話を聞いたり、資料を提出してもらったりして、解決案の提示や助言を行うんだ。



裁判所のホームページには家事調停に関するパンフレットや動画が掲載されているよ。

パンフレット
ページ



動画配信
ページ



《裁判所ウェブサイトについて》

裁判所

検 索



裁判所のホームページには、裁判所が扱っている事件とその裁判手続についてのご案内や裁判手続についてのQ&Aのページがあります。

裁判所の手続、裁判所職員の仕事や採用について詳しく知りたい方は、裁判所のウェブサイトをご覧ください（<https://www.courts.go.jp>）。

札幌家庭裁判所

検 索



裁判所のウェブサイト内には札幌家庭裁判所のページがあり、札幌家庭裁判所の所在地や電話番号、家事手続で使用する申立書の書式や書式例などを掲載していますので、札幌家庭裁判所のウェブサイトもご覧ください（<https://courts.go.jp/sapporo/>）。

《最寄りの家庭裁判所》

裁 判 所 名	郵便番号	所 在 地	電話番号（代表）
札幌家庭裁判所	本庁	060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	011-350-4659
	岩見沢支部	068-0004 岩見沢市4条東4丁目	0126-22-6650
	滝川支部	073-0022 滝川市大町1-6-13	0125-23-2311
	室蘭支部	050-0081 室蘭市日の出町1-18-29	0143-44-6733
	苫小牧支部	053-0018 苫小牧市旭町2-7-12	0144-32-3295
	浦河支部	057-0012 浦河郡浦河町常盤町19番地	0146-22-4165
	小樽支部	047-0024 小樽市花園5-1-1	0134-22-9157
	岩内支部	045-0013 岩内郡岩内町字高台192-1	0135-62-0138
	夕張出張所	068-0411 夕張市末広1-92-16	0123-52-2004
	静内出張所	056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2-1-10	0146-42-0120

憲法週間について

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行されました。

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。

憲法週間は、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的としています。